

次期あいち山村振興ビジョン検討会議開催要領

(目的)

第1条 次期あいち山村振興ビジョンの策定に当たり、三河山間地域の振興に関する助言を有識者から幅広く得ることを目的として、次期あいち山村振興ビジョン検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(構成)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる者のうちから知事が依頼する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 三河山間地域の各種の活動等に携わる者
 - (3) 三河山間地域の行政に携わる者
- 2 検討会議に座長を置き、委員の互選により定める。
 - 3 座長は検討会議を主宰する。
 - 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 検討会議は、愛知県総務局長が招集する。

- 2 検討会議は原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、座長が検討会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して検討する場合
 - (2) 検討会議を公開することにより、検討会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 前項により検討会議を公開する場合の傍聴方法等は、別に定める。
- 4 検討会議の議事録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第4条 検討会議に関する庶務は、愛知県総務局総務部市町村課地域振興室において行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要領は、令和7年6月16日から施行し、次期あいち山村振興ビジョンの策定の日をもって廃止する。